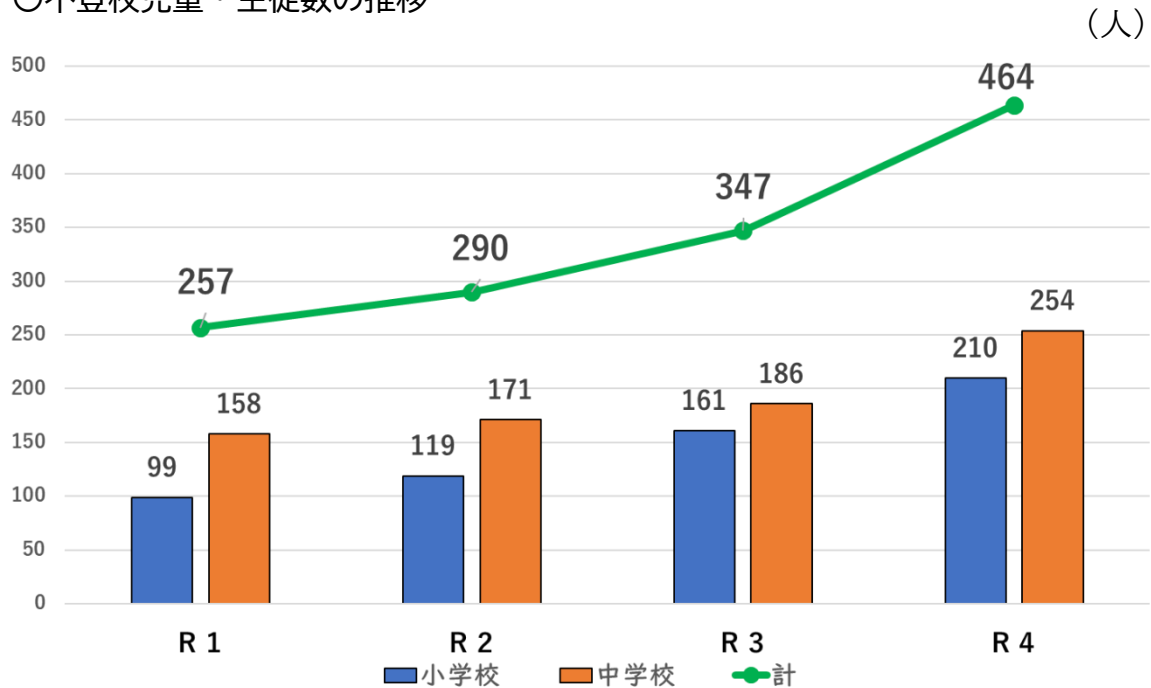


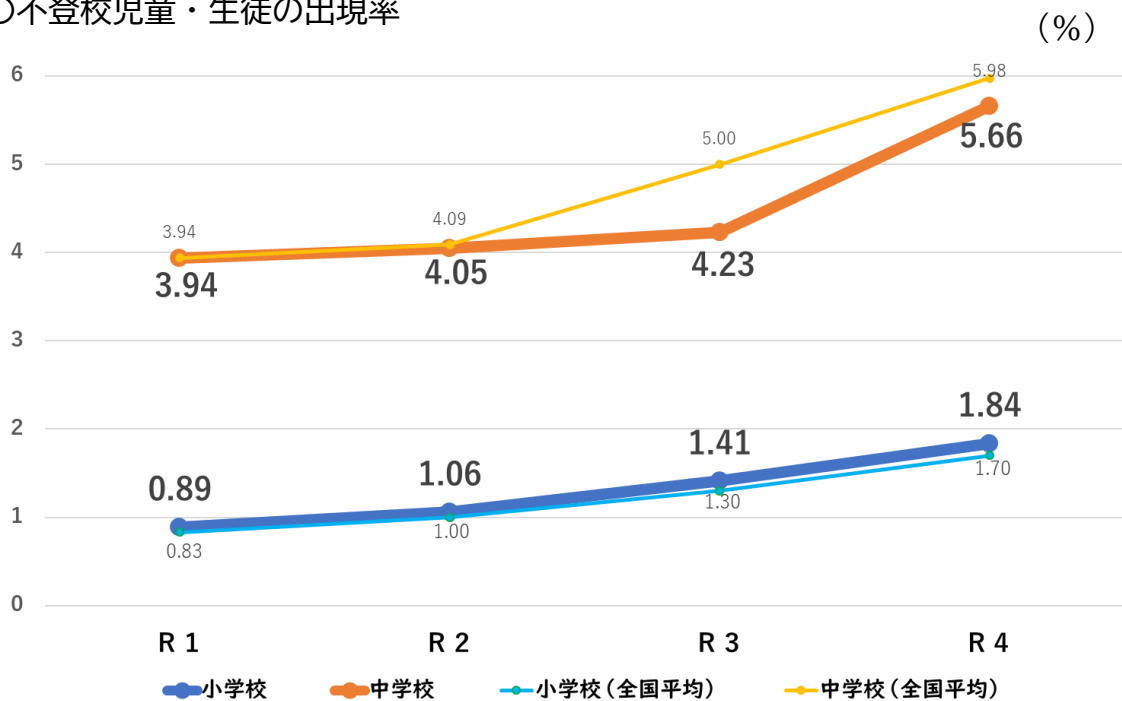
## 資料編

### 1 調布市の不登校を取り巻く動向

○不登校児童・生徒数の推移



○不登校児童・生徒の出現率



(令和5年10月 文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」より)

○学校生活に関する児童・生徒の意識（令和4年度）

<小学校>

（単位：％）

	あてはまる	どちらかと言えばあてはまる	どちらかと言えばあてはまらない	あてはまらない
「学校が楽しい」と答える児童・生徒の割合	57.0	30.9	7.6	4.7
「みんなで何かをするのは楽しい。」と答える児童・生徒の割合	70.5	22.9	4.2	2.3
「授業に主体的に取り組んでいる」と答える児童・生徒の割合	45.7	43.8	8.0	2.5
「授業がよくわかる」と答える児童・生徒の割合	55.5	36.4	6.0	2.1

（『魅力ある学校づくり調査研究事業』児童・生徒の意識調査より）

<中学校>

（単位：％）

	あてはまる	どちらかと言えばあてはまる	どちらかと言えばあてはまらない	あてはまらない
「学校が楽しい」と答える児童・生徒の割合	54.3	34.7	7.3	3.9
「みんなで何かをするのは楽しい。」と答える児童・生徒の割合	63.6	29.1	4.8	2.5
「授業に主体的に取り組んでいる」と答える児童・生徒の割合	46.8	44.3	7.1	1.9
「授業がよくわかる」と答える児童・生徒の割合	42.1	46.7	8.4	2.9

（『魅力ある学校づくり調査研究事業』児童・生徒の意識調査より）

## ○不登校児童・生徒への支援事業の実施状況

### <太陽の子>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数(人)	※ 13	13	19
延べ児童数(人)	※ 777	559	943
開設日数(日)	※ 179	192	196

※ 新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2年4月1日から同年5月31日まで臨時休業

### <はしうち教室>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍生徒数(人)	21	13	10

※ 各年度5月1日現在

### <訪問型支援みらい>

	令和4年度 ※令和4年11月から開始
実施回数(回)	157
利用児童・生徒数(人)	24

### <メンタルフレンド>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣した大学生等の回数(回)	※ 162	※ 30	174
対象児童・生徒数(人)	※ 13	※ 6	13

※ 新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2・3年度事業中止期間あり。

### <テラコヤ・スイッチ>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	※ 22	※ 19	38
参加児童・生徒数(人)	※ 3	※ 1	15

※ 新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2・3年度事業中止期間あり。

※ 中学生対象。令和5年1月から小学4～6年生も対象。

### <学校に行きづらい子どもの保護者の集い>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数(回)	※ 3	※ 3	4
延べ参加者数(人)	69	40	94

※ 新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2・3年度各1回中止。令和3年度は、1回動画配信とし実施回数に含む。

## 2 プランの策定経緯

### (1) 調布市不登校施策に係る検討委員会の開催

#### ○開催経過

開催日	議 事
第1回 令和5年6月19日(月)	1 教育委員会挨拶 2 検討委員会及び委員について 3 委員長・副委員長の選任 4 報告及び協議 (1) 調布市における不登校施策の現状及び課題について (2) 調布市立第七中学校はしうち教室(不登校特例校)の成果と課題について (3) 「調布市不登校支援プラン」(仮称)の策定に向けて
第2回 令和5年7月31日(月)	1 報告及び協議 (1) 調布市における不登校施策の成果と課題の整理 (2) 「調布市不登校支援プラン」の方向性について
第3回 令和5年10月31日(火)	1 報告及び協議 (1) 令和4年度調布市立学校における児童・生徒の不登校の状況について (2) 「調布市不登校支援プラン」(素案)について
第4回 令和6年1月29日(月)	1 報告及び協議 (1) パブリック・コメントの実施結果について (2) 調布市不登校支援プラン(案)について (3) 教員用指導資料「不登校児童・生徒への支援ガイド」(案)について

#### ○調布市不登校施策に係る検討委員会委員名簿

No.	委員氏名	委員区分	
1	松尾 直博	学識経験	東京学芸大学 教育学部 教授
2	箱崎 高之	小・中 学校	調布市立上ノ原小学校 校長
3	山田 勝 ○		調布市立第七中学校 校長
4	小林 達哉	教育 委員会	教育部長
5	所 水奈 ◎		教育部副参事兼指導室長
6	伊藤 聖子		教育部指導室教育支援担当課長兼教育相談所長
7	坂口 昇平		教育部指導室教育支援担当副主幹
8	高橋 剛三		教育部指導室教育支援コーディネーター
9	福島 靖		教育部指導室教育相談心理職専門員
10	田村 俊明		教育部指導室チーフスクールソーシャルワーカー
11	渡邊 桂子		調布市適応指導教室太陽の子 チーフコーディネーター
12	菊地 英一	市長部局	子ども生活部児童青少年課長
13	山崎 亜子		子ども生活部子ども政策課担当課長
14	坂本 祐樹	調布市子ども・若者総合支援事業受託団体	調布市社会福祉協議会 子ども・若者総合支援事業ここあ係長

◎は委員長, ○は副委員長

## (2) パブリック・コメントの実施等

- ア 意見の募集期間 令和5年12月6日(水)から令和6年1月5日(金)まで
- イ 周知方法 市報令和5年12月5日号及び12月20日号, 市ホームページ, X(旧Twitter)
- ウ 資料の閲覧場所 指導室(教育会館5階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, みんなの広場(文化会館たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地及び調布ヶ丘を除く), 教育会館1階, 子ども家庭支援センターすこやか, 青少年ステーションCAPS, 総合福祉センター
- エ 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメール, インターネット専用フォームで調布市教育委員会教育部指導室まで提出
- オ 意見提出件数: 85件(22人)

<提出意見の内訳> ※複数章にまたがる意見があり, 合計数が一致しません。

全般に対する意見	9件
第1章「調布市不登校支援プランの概要」に対する意見	10件
第2章「現状と課題」に対する意見	14件
第3章「基本理念と基本方針」に対する意見	8件
第4章「施策」に対する意見	43件
「資料編」に対する意見	3件

### 3 用語解説

#### あ行

##### いのちと心の教育月間（17頁）

調布市では、12月10日の世界人権デーに合わせて、毎年12月を調布市「いのちと心の教育」月間と定めている。いのちの大切さを伝える校長講話、道徳科等における「生命尊重」を扱った授業の実施等の取組を通じて、児童・生徒が自他の生命を尊重する心情や他者との違いを理解し、互いに認め合うことについて考える機会としている。

#### か行

##### ここあ（調布市子ども・若者総合支援事業ここあ）（24頁）

学校・家庭生活などに関する困りごとに関して、子ども本人や家族からの相談に応じる機関。面談や訪問等により、今後の手だてを一緒に考え、必要に応じて居場所事業等の案内を行う。

##### 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（6頁）

平成28年に制定された法律で、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。

##### コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（23頁）

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・保護者・地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めることを目的としている。

#### さ行

##### 社会的な自立（3，12，13頁）

社会の中で、他者と連携・協働し、必要に応じて支援を受けながら、自分らしく生きていくことをいう。

### **児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（５，８，９頁）**

児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度、文部科学省が行っている調査のことをいう。

### **児童・生徒を支援するためのガイドブック（９頁）**

全ての教員が不登校の要因や背景を正しく理解した上で児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行うことで、児童・生徒が豊かな学校生活を送り、社会的に自立できることを目的として、東京都教育委員会が教職員向け「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成した。

### **スクールカウンセラー（８，９，１０，１９，２３頁）**

学校に配置している心理専門職。児童・生徒の問題行動の背景になっている不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助など、子どもの心の問題に関する様々な相談活動を職務としている。

### **スクールサポーター（２０頁）**

通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置している。

### **スクールソーシャルワーカー（９，１９，２４頁）**

不登校の児童・生徒や子育てに不安のある保護者からの相談、養育困難な家庭などに対して、家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど、福祉的視点から、子どもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る専門家のこと。

### **すこやか（調布市子ども家庭支援センターすこやか）（２４頁）**

子育てに関する総合的な支援施設。相談は、ケースワーカーや心理士などの専門職が対応する。必要に応じて、所内サービスを紹介したり、地域の関係機関と連携したりする。子ども家庭支援センターともいう。

### **青少年ステーション「CAPS」（２４頁）**

中・高校生世代への健全な居場所を提供するとともに、中・高校生世代が自分たちの想像力を発見し、伸ばし、さらにその力を地域に還元することで、中・高校生世代を通じてすべての人につながった街づくりを目指す施設。

### **青少年の居場所「K i i t o s」（NPO法人）（２４頁）**

中学生から２０代の若者を対象とした居場所。一人で過ごしたり、悩みを相談したり、仲間と一緒にご飯を作って食べたりすることができる施設。

## た行

### 第七中学校はしうち教室（10，21頁）

平成30年4月に全国初の分教室型の不登校特例校として、第七中学校に開設した。不登校生徒を対象とした多様な学びの場を提供するとともに、その学びの場が、一人一人の生徒の状況を十分に把握し、充実した支援となるよう支援体制や支援内容を整備している。現在は、不登校特例校を学びの多様化学校という名称に変更している。

### 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（3，7頁）

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、令和5年3月31日、永岡文部科学大臣が取りまとめた誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランのことをいう。

### 調布市子ども・若者支援地域ネットワーク（11，24頁）

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定に基づく協議会。教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者に対する支援に関係する機関、団体等が連携し、社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を支援するため設置している。

### 適応指導教室（5，10，21頁）

不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その社会的自立を促すことを目指す。

国は、標準的な呼称として「教育支援センター」という名称を適宜併用していることから、今後調布市においても名称変更を検討する。

### テラコヤ・スイッチ（11，22頁）

不登校状態にある小学校4年生から中学校3年生までを対象に、比較的年齢に近い大学生・大学院生が「お兄さん・お姉さん」的な役割で関わり、学習へのきっかけづくりや、少人数で楽しく過ごす時間を提供する取組のこと。生徒の居場所づくり、コミュニケーション能力の育成を目指す。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

## は行

### 不登校（全頁）



文部科学省では、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）にあり、年間の欠席日数が30日以上の方」と定義している。

### **不登校児童・生徒支援調査研究事業（9頁）**

都内公立小・中学校等に在籍する不登校児童・生徒のうち、フリースクール等に通う不登校児童・生徒及び保護者の支援ニーズや進路、フリースクール等での活動内容や分類、調査協力金の支給による効果等を把握し、東京都教育委員会の今後の施策立案に生かすことを目的に行っている。

### **不登校児童生徒支援プロジェクト SWITCH（11，22頁）**

不登校児童・生徒への支援の取組として、東京学芸大学・松尾研究室と連携して行っている事業。メンタルフレンドの派遣事業、不登校児童・生徒支援個別票への助言、テラコヤ・スイッチなどに取り組んでいる。

### **ふれあい月間（17頁）**

児童・生徒のいじめ問題及び不登校問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、東京都教育委員会が指定している重点月間（6月，12月，2月）のこと。

## **ま行**

### **メンタルフレンド（11，22頁）**

比較的年齢の近い大学生・大学院生を学校や家庭に派遣し、「お兄さん・お姉さん」的な役割で不登校状態にある児童・生徒をサポートすることにより、子どもの精神的な成長や回復を目指す取組。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

刊行物番号  
2023-244

---

調布市不登校児童・生徒への支援プラン  
(令和6年度～令和8年度)

発行日 令和6年3月  
発行 調布市教育委員会  
教育部 指導室  
〒182-0026 調布市小島町2-36-1  
Tel 042-481-7585

---